

経 済 産 業 省

平成 21・05・14 貿局第 2 号
輸出注意事項 2 1 第 1 9 号
経済産業省貿易経済協力局

「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手續に関するロッテルダム条約」及び「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」の締約国について」の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成 2 1 年 5 月 2 5 日

経済産業省貿易経済協力局長 藤田 昌宏

「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手續に関するロッテルダム条約」及び「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」の締約国について」の一部改正について

「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手續に関するロッテルダム条約」及び「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」の締約国について」(平成 1 8 年 3 月 1 5 日付け平成 1 8 ・ 0 3 ・ 0 8 貿局第 1 号・輸出注意事項 1 8 第 4 号)の一部を下記のとおり改正し、平成 2 1 年 5 月 2 8 日より施行する。

記

- 1 中「マレーシア」の次に「、マラウイ」を加える。
- 2 中「マダガスカル」の次に「、マラウイ」を加える。